



茨城県報 第 683 号

平成 7 年 9 月 11 日

月 曜 日

目 次

告 示	ページ
●指定老人訪問看護事業者の指定（成人病対策課）.....	1
●漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生（2件）（漁政課）.....	2
●土地収用法による事業の認定（用地課）.....	2
●道路の区域の変更（2件）（道路維持課）.....	2
●道路の供用の開始（4件）（ " ）.....	3
●土地区画整理組合の設立の認可（都市整備課）.....	4
●土地区画整理組合の理事の氏名及び住所（3件）（ " ）.....	5
●都市計画事業の認可（公園街路課）.....	6
●事業計画の変更の認可（2件）（下水道課）.....	7
（公 安 委 員 会）	
●緊急自動車の指定.....	9
公 告	
●管理美容師資格認定講習会の指定（環境衛生課）.....	10
●都市計画案の縦覧（10件）（都市計画課）.....	10

告 示

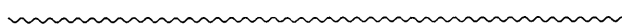
茨城県告示第1030号

老人保健法（昭和57年法律第80号）第46条の5の2第1項の規定により、老人訪問看護事業を行う次の事業所を指定老人訪問看護事業者に指定したので、同法第46条の17の9第1号の規定により告示する。

平成 7 年 9 月 11 日

茨城県知事 橋 本 昌

指定年月日	指定老人訪問看護事業者の名称及び主たる事務所の所在地	老人訪問看護ステーションの名称及び所在地
平成 7 年 9 月 4 日	茨城保健生活協同組合 水戸市城南 3 丁目 15 番 17 号	茨城保健協 訪問看護ステーション 虹 水戸市城南 3 丁目 15 番 17 号



茨城県告示第1031号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成7年9月11日

茨城県知事 橋 本 昌

加入区	漁業協同組合
新治玉川	新治玉川漁業協同組合

茨城県告示第1032号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成7年9月11日

茨城県知事 橋 本 昌

加入区	漁業協同組合
田 余	田 余 漁 業 協 同 組 合

茨城県告示第1033号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成7年9月11日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 起業者の名称 東海村
- 2 事業の種類 (仮称)中丸コミュニティセンター建設及び駐車場整備事業
- 3 起 業 地
 - (1) 収用の部分
茨城県那珂郡東海村大字村松字八幡後、大字須和間字柵木内及び大字須和間字薬師前地内
 - (2) 使用の部分
なし
- 4 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所
東海村役場

茨城県告示第1034号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成7年9月11日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成7年9月11日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類
県 道
- 2 路 線 名
江戸崎新利根線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷 地 の 員 幅	延 長	摘 要	
稲敷郡江戸崎町大字佐倉字佐倉原3254番 3 地先から	旧	メートル 33.0	メートル 2,885.0	一部移管	
稲敷郡江戸崎町大字江戸崎字城下1234番地先まで		10.5 24.0 6.5	3,203.5		
稲敷郡江戸崎町大字佐倉字佐倉原3254番 3 地先から		新	33.0		2,885.0
稲敷郡江戸崎町大字江戸崎字城下1234番地先まで			10.5		932.0
稲敷郡江戸崎町大字江戸崎字戸張甲2679番地先から	18.0				
稲敷郡江戸崎町大字江戸崎字城下1234番地先まで	6.5				

茨城県告示第1035号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成7年9月11日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成7年9月11日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類
県 道
- 2 路 線 名
谷田部藤代線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷 地 の 員 幅	延 長	摘 要
北相馬郡藤代町大字藤代字箕輪前730番 1 から	旧	メートル 最大 12.5 最小 10.5	メートル 73.0	
北相馬郡藤代町大字藤代字箕輪前730番 1 まで		新	最大 16.0 最小 14.6	

茨城県告示第1036号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成7年9月11日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 7 年 9 月 11 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 谷田部藤代線
- 2 供用開始の区間 北相馬郡藤代町大字藤代字箕輪前730番1から
北相馬郡藤代町大字藤代字箕輪前730番1まで
- 3 供用開始の期日 平成 7 年 9 月 11 日

茨城県告示第1037号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成 7 年 9 月 11 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 7 年 9 月 11 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 つくば千代田線
- 2 供用開始の区間 新治郡新治村大字永井字唐サキ1976番地先から
新治郡千代田町大字下佐谷字原田991番6地先まで
- 3 供用開始の期日 平成 7 年 9 月 11 日

茨城県告示第1038号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成 7 年 9 月 11 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 7 年 9 月 11 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 日立山方線
- 2 供用開始の区間 久慈郡里美村大字上深萩字染道 703番1から
久慈郡水府村大字東染字山下3461番まで
- 3 供用開始の期日 平成 7 年 9 月 15 日

茨城県告示第1039号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成 7 年 9 月 11 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 7 年 9 月 11 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 一般国道 118号
- 2 供用開始の区間 久慈郡太子町大字久野瀬字諏訪下115番3から
久慈郡太子町大字久野瀬字辺久り979番6まで
- 3 供用開始の期日 平成 7 年 9 月 11 日

茨城県告示第1040号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定に基づき三和町片田南西部土地区画整理組合の設立については、次のとおり認可したので同法第21条第3項の規定により告示する。

平成7年9月11日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 組 合 の 名 称 三和町片田南西部土地区画整理組合
- 2 事 業 施 行 期 間 平成7年9月11日～平成12年3月31日
- 3 施 行 地 区 猿島郡三和町上片田字新達及び字榎崎東の全部並びに字宮前、字南原及び字四軒前の各一部
猿島郡三和町下片田字宮前、字歩行堤橋本、字歩行堤及び字歩行堤下の全部並びに字長岡、字流レ、字中道北、字天の川及び字新立飛地の各一部
- 4 事 務 所 の 所 在 地 猿島郡三和町仁連2065番地(三和町役場内)
- 5 設 立 認 可 の 年 月 日 平成7年9月11日
- 6 事 業 年 度 初年度は設立認可の日から翌年3月31日まで
次年度からは4月1日から翌年3月31日まで
- 7 公 告 の 方 法 組合の事務所及び三和町役場に掲示

茨城県告示第1041号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第29条第1項の規定に基づき、向原土地区画整理組合の理事の氏名及び住所について届出があったので、同条第2項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成7年9月11日

茨城県知事 橋 本 昌

職 名	氏 名	住 所
理 事 長	高 橋 要 太 郎	千代田町大字下稲吉1427番地
副 理 事 長	久 松 森 一	千代田町大字下稲吉1398番地
〃	木 村 義 一	千代田町大字下稲吉1467番地
理 事	小 池 博	千代田町大字下稲吉1424番地
〃	伊 藤 晃	千代田町大字下稲吉1437番地
〃	太 田 誠	千代田町大字下稲吉1285番地
〃	福 田 寛 治	千代田町大字下稲吉1693番地の5
〃	勝 木 義 一	千代田町大字下稲吉1693番地の7
〃	岡 田 忠 男	千代田町大字下稲吉1687番地の8

茨城県告示第1042号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第29条第1項の規定に基づき、東海中央土地区画整理組合の理事の氏名及び住所について届出があったので、同条第2項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成7年9月11日

茨城県知事 橋 本 昌

職 名	氏 名	住 所
理 事 長	宮 内 忠 雄	東海村大字村松262番地の2
副 理 事 長	藤 田 一 平	東海村大字村松2384番地

副 理 事 長	角 田 實	東海村大字村松1269番地の11
理 事	加 藤 格 司	東海村大字村松2118番地の79
〃	和 地 隆 男	東海村大字村松2118番地の108
〃	小 川 潤 男	東海村大字村松2118番地の56
〃	佐久間 致 彦	東海村大字村松1271番地の10
〃	瀧 塚 知 典	東海村大字村松1284番地の21
〃	須 藤 次 男	東海村大字村松1270番地の 8
〃	大 内 圀 夫	東海村大字村松1247番地の22
〃	川 崎 義	東海村大字舟石川823番地の 8
〃	宮 内 正	東海村大字村松252番地
〃	宮 内 稔	東海村大字村松430番地の 2
〃	清 水 和 夫	東海村大字白方154番地
〃	佐 藤 忠	東海村大字舟石川823番地の 1
監 事	宮 内 賢 二	東海村大字村松1282番地の 3
〃	高 橋 正 弘	東海村大字村松1299番地の16
〃	須 藤 壽 夫	東海村大字村松876番地

茨城県告示第1043号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき、第2期山崎工業団地土地区画整理組合の理事の氏名及び住所について届出があったので、同条第2項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成 7 年 9 月 11 日

茨城県知事 橋 本 昌

職 名	氏 名	住 所
理 事 長	黒 澤 忠	ひたちなか市阿字ヶ浦町668番地
副 理 事 長	黒 澤 一 郎	ひたちなか市阿字ヶ浦町589番地
理 事	打 越 正 男	ひたちなか市大字馬渡725番地
〃	黒 澤 博 道	ひたちなか市阿字ヶ浦町806番地の 2
〃	黒 澤 實	ひたちなか市阿字ヶ浦町663番地
〃	柴 田 勝 一	ひたちなか市阿字ヶ浦町579番地
〃	黒 澤 祐 二	ひたちなか市阿字ヶ浦町669番地
〃	木 村 文 夫	ひたちなか市大字勝倉2636番地の 7
監 事	黒 澤 省 三	ひたちなか市大字馬渡1248番地
〃	黒 澤 善次郎	ひたちなか市阿字ヶ浦町1381番地

茨城県告示第1044号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により都市計画事業を認可したので同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成 7 年 9 月 11 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 施行者の名称

鹿嶋市

2 都市計画事業の種類及び名称

鹿島臨海都市計画墓園事業

1号 鹿島町墓園事業

3 事業施行期間

平成 7 年 9 月 11 日から

平成 12 年 3 月 31 日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

茨城県鹿嶋市大字猿田字大沼及び大沼内道並びに大字田谷字後谷、後道ノ木、前道ノ木、横田、高畔及び渡田並びに大字沼尾字原地内

(2) 使用の部分

なし

茨城県告示第 1045 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項の規定において準用する同法第 62 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成 7 年 9 月 11 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 施行者の名称 下館市

2 都市計画事業の種類及び名称 下館結城都市計画下水道事業

下館市公共下水道

3 事業施行期間 昭和 49 年 6 月 17 日から平成 14 年 3 月 31 日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

昭和 49 年茨城県告示第 550 号，昭和 53 年茨城県告示第 203 号，昭和 56 年茨城県告示第 1801 号，昭和 62 年茨城県告示第 990 号，昭和 63 年茨城県告示第 1514 号，平成 4 年茨城県告示第 370 号のとおり

(2) 使用の部分

昭和 49 年茨城県告示第 550 号，昭和 53 年茨城県告示第 203 号，昭和 56 年茨城県告示第 1801 号，昭和 62 年茨城県告示第 990 号，昭和 63 年茨城県告示第 1514 号，平成 4 年茨城県告示第 370 号の事業地に次に掲げる区域を加えた区域とする。

下館市大字西谷貝字発鎮防，字堂防，字毘沙門前，字中道下，字沼堀及び字鹿島道西，大字外塚字高田，大字直井字車塚，字深田，字遠北，字柿下，字原田及び字北浦，大字横島字横町，字過上寺及び並木並びに大字菅谷字向沖田及び字向田の各全部の区域並びに大字西谷貝字西谷貝，字鹿島道東，大字外塚字村北，大字直井字直井，大字横島字薄田，字花見堂及び字串内，大字菅谷字前沖田，字上無頭，字八反田及び下菅谷並びに大字一本松字北浦の各一部の区域

茨城県告示第1046号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成7年9月11日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称 つくば市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 研究学園都市計画下水道事業
つくば市公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和52年6月30日から平成11年3月31日まで
- 4 事業地

(1) 収用の部分

昭和62年茨城県告示第1728号、昭和63年茨城県告示第237号、昭和63年茨城県告示第820号、昭和63年茨城県告示第1251号、平成元年茨城県告示第901号、平成2年茨城県告示第1435号及び平成4年茨城県告示第440号の事業地につくば市大字酒丸元西酒丸字かけ畑及び字西の下並びに大字酒丸元中東字西ノ裏の各一部の区域を加えた区域

(2) 使用の部分

昭和62年茨城県告示第1728号、昭和63年茨城県告示第237号、昭和63年茨城県告示第820号、昭和63年茨城県告示第1251号、平成元年茨城県告示第901号、平成2年茨城県告示第1435号及び平成4年茨城県告示第440号の事業地に(1)に掲げる区域を加えた区域とし、当該事業地のうち(2)に掲げる地内において事業地を変更する。

- (1) つくば市大字高野字中道、字前表、字中宿及び字上宿並びに大字百家字竹ノ下、字八幡後及び字百家前並びに大字沼崎字西浦及び字北本田並びに大字要元南口の堀字合ノ山、字箒畑、字初久保、字下宿及び字西原並びに大字要元中根字薬師前並びに大字要元上口の堀字東合ノ山、字箒畑、字合ノ山、字片宿、字オボ久保及び字大根坊並びに大字要元弥平太字中宿並びに大字要元猿壁字弁天、字西及び字東並びに大字蓮沼字寿賀、字中坪及び字池端並びに大字上横場字西妻並びに大字今泉字善正、字屋敷、字今泉前及び字宅地裏並びに大字谷田部字向原並びに大字館野字荒井及び字前中並びに大字大形字裏宿及び字前堀並びに大字平沢字東坪及び字西坪並びに大字北太田字北及び字南並びに大字君島字鹿島並びに大字泉字下手及び字屋敷後並びに大字山木字東並びに大字山中字長山の各全部の区域並びに大字高野字立出し、字清水、字木根橋、字西屋敷、字堂ノ前、字横町、字東屋敷、字北浦、字清水台、字南山、字御神立及び字東田並びに大字百家字池作、字根崎、字一本松、字一ツ橋、字水入及び字寺ノ後並びに大字野畑字上迎並びに大字沼崎字横道東並びに大字今鹿島字浅間並びに大字要元南口の堀字中根前、字北浦、字北後及び字弥平太西並びに大字要元中根字熊ノ山並びに大字要元上口の堀字堤崎、字熊ノ山、字新田前、字西向、字堂ノ越、字新田、字中台、字前久保及び字防ノ下並びに大字要元弥平太字前畑、字官林東及び字熊ノ山並びに大字要元猿壁字前山、字池頭、字箕崎、字本田及び字北浦並びに大字蓮沼字北原、字花畑、字東田、字タテタン及び字本田並びに大字大曾根字宿西、字吾妻、字アツマ及び字タテタン並びに大字篠崎字砂久保並びに大字上横場字本郷地及び字下堀並びに大字今泉字谷田部塚、字宅地付及び字宅地前並びに大字谷田部字中塚、字要害、字福田前、字陣屋下及び字漆出口並びに大字真瀬字西原、字向原、字戸崎、字中畑及び字堀附並びに大字館野字宮久保、字登戸、字塚越、字後ノ門、字山中及び字久保並びに大字島名字入坪、字中西、字榎戸、字東坪及び字大塚並びに大字大形字西浦並びに大字山口字新寺、字新寺下、字根道、字清水、字宮前、字薬師堂、字堂谷津、字中根、字田島、字曾利町、字畑中、字向坪及び字奇井並びに大字平沢字裏山、字寺前、字上沢、字根下、字三反田、字四反田、字少高、字永瀬、字地藏前及び字波の内並びに大字北太田字五反田及び字竹ノ下並びに大字北条字北浦、字永瀬、字古城、字甲山、字八幡前及び

字中台並びに大字泉字前田，字岡田，字八反田，字久保田，字薬師前，字寺畑，字六社，字南ノ前及び字屋敷並びに大字山木字寺久保，字山ノ神，字平ノ前，字横道及び字坊ノ下並びに大字酒丸元西谷ケ代字東高田，字西坪，字前並，字前畑及び字宮脇並びに大字酒丸元西酒丸字北後及び字西の下並びに大字酒丸元中東字上の坪，字宮脇，字新田前，字横道，字坪ノ内，字出口，字東ノ坪及び字木内前並びに大字遠東字前畑，字鏡田，字須賀，字香ノ内，字松山，字せうし，字愛宕前及び字東山並びに大字小田字八幡前，字向八幡前，字天神沖，字長土路，字根堀，字松並木，字鴨屋敷及び字川端並びに大字面野井字池作，字愛宕，字作台，字北ノ前，字前畑，字水堀，字登戸，字橋本，字廣畑，字島崎，字榎下及び字小山並びに大字水堀字仲原，字下道，字才棍道，字宮窪，字屋敷添及び字後島並びに大字平字神送場，字後，字北田，字弁天，字大白下，字下畑，字台，字窪，字ラントウ，字平，字平下，字観音台及び字堂ノ下並びに大字大白谿字大谿，字桜下，字宮ノ脇及び字宮下並びに大字小白谿字西台，字坂本，字山ノ下，字砂戸，字合ノ山及び字海道端並びに大字西岡字仲畑，字戈口，字前山，字朝日，字前浦及び字長丁並びに大字島字島ケ谷，字台山，字新地前，字前山，字門畑及び字堂ノ上並びに大字山中字島前，字申田，字煙畑，字東山，字新地，字堂ノ下及び字妙見台並びに大字新井字朝日里，字道祖神前，字屋敷，字弁天下，字八幡前及び字竹ノ下並びに大字柳橋字明神脇，字宮久保，字柳谷字前畑及び字屋敷場並びに大字苅間字南原並びに大字西大橋字辻向，字原脇，字後谷津，字東浦，字東，字入，字西，字鎌塚，字西浦，字門戸，字堂前，字柳下，字西前，字前山台，字松原及び字小山の各一部の区域。

- (2) つくば市大字国松字西八反田，字松ノ木及び字五反田並びに大字筑波字西川面，字下栗坪，字外輪町及び字大貫並びに大字沼田字五反田，字薊島及び大貫後並びに大字大貫字東，字国神，字芝原，字塚田，字東大貫，字八幡脇，字稲荷前及び字前並びに大字漆所字大貫前並びに大字中菅間字殿内，字前田，字白山道山，字不動堂，字東田，字北畑，字白山道下，字白山道上及び字川入並びに大字上菅間字下前田，字村東，字山ノ神及び字向高淵の各一部の区域

~~~~~  
(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会告示第25号

道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第13条第1項の規定により，緊急自動車の指定を行ったので公示する。

平成 7 年 9 月 11 日

茨城県公安委員会委員長 根 本 正 一

1 緊急自動車の指定

| 指定番号    | 自動車登録番号     | 車名・年式   | 用 途           | 所有者・使用者氏名 |
|---------|-------------|---------|---------------|-----------|
| 3 0 7 4 | 水戸80 あ・399  | ダイハツ7年式 | 警 察 責 務 遂 行 用 | 茨城県警察本部   |
| 3 0 7 5 | 水戸80 あ・398  | ” ”     | ”             | ”         |
| 3 0 7 6 | 水戸88 に 1552 | トヨタ 7年式 | ”             | ”         |
| 3 0 7 7 | 水戸88 に 1553 | ” ”     | ”             | ”         |
| 3 0 7 8 | 水戸88 に 1554 | ” ”     | ”             | ”         |
| 3 0 7 9 | 土浦88 に 1036 | ” ”     | ”             | 茨 城 県     |

連絡先 交通企画課 渡辺・酒井

☎ 5 6 5 1

---

## 公 告

---

### ◎管理美容師資格認定講習会の指定

管理美容師資格認定講習会について、次のとおり美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の2第2項の規定により指定する。

平成7年9月11日

茨城県知事 橋 本 昌

#### 1 主 催 者

東京都港区赤坂2丁目19番8号  
財団法人理容美容師試験研修センター

#### 2 会場の運営及び設営の窓口となる組合

水戸市柳町1丁目13番21号  
茨城県美容業環境衛生同業組合  
電 話 029 (224) 8215

#### 3 講 習 日 程

平成7年11月7日から平成8年1月16日までの間の8日間

#### 4 講 習 会 場

(第1日～第5日)

水戸市千波町東久保697  
茨城県民文化センター分館  
電 話 029 (241) 1166

(第6日～第8日)

水戸市中央1-4-1  
水戸市民会館  
電 話 029 (224) 7521

#### 5 講 習 料

1人 17,000円



### ◎都市計画案の縦覧

古河・総和都市計画用途地域を決定する必要が生じたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について意見のある方は、縦覧期間満了の日までに茨城県知事宛、意見書を提出することが出来ます。

平成7年9月11日

茨城県知事 橋 本 昌

#### 1 都市計画の種類 用途地域

#### 2 都市計画を決定する土地の区域

古河市及び総和町の市街化区域の全域

#### 3 都市計画の案の縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

古河市都市開発部都市計画課

総和町建設部都市計画課

#### 4 縦覧期間

平成 7 年 9 月 11 日から平成 7 年 9 月 25 日まで

### ◎都市計画案の縦覧

岩井・境都市計画用途地域を決定する必要があるため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について意見のある方は、縦覧期間満了の日までに茨城県知事宛、意見書を提出することが出来ます。

平成 7 年 9 月 11 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類 用途地域

2 都市計画を決定する土地の区域

岩井市、境町、猿島町及び五霞村の市街化区域の全域

3 都市計画の案の縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

岩井市建設部都市計画課

境町建設部都市計画課

猿島町都市計画課

五霞村都市計画課

4 縦覧期間

平成 7 年 9 月 11 日から平成 7 年 9 月 25 日まで

### ◎都市計画案の縦覧

下館・結城都市計画用途地域を決定する必要があるため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について意見のある方は、縦覧期間満了の日までに茨城県知事宛、意見書を提出することが出来ます。

平成 7 年 9 月 11 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類 用途地域

2 都市計画を決定する土地の区域

下館市、結城市、岩瀬町、関城町、協和町、大和村、真壁町及び明野町の市街化区域の全域

3 都市計画の案の縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

下館市都市計画部都市計画課

結城市都市計画部都市計画課

岩瀬町都市計画課

関城町地域整備課  
 協和町総合企画開発課  
 大和村地域整備課  
 真壁町都市計画開発課  
 明野町都市整備課

#### 4 縦覧期間

平成 7 年 9 月 11 日から平成 7 年 9 月 25 日まで

#### ◎都市計画案の縦覧

鹿島臨海都市計画土地地区画整理事業を決定する必要があるため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について意見のある方は、縦覧期間満了の日までに茨城県知事宛、意見書を提出することが出来ます。

平成 7 年 9 月 11 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類 土地地区画整理事業（深芝土地地区画整理事業）

2 都市計画を決定する土地の区域

神栖町大字深芝字豊田，字昭田，字権現，字新屋敷の各一部の区域

〃 大字居切字大門，字南圃，字関，字掘割の各一部の区域

〃 大字平泉字トネ谷原，字東町田，字上谷原の各一部の区域

3 都市計画の案の縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

神栖町経済建設部都市計画課

4 縦覧期間

平成 7 年 9 月 11 日から平成 7 年 9 月 25 日まで

#### ◎都市計画案の縦覧

水戸・勝田都市計画第1種市街地再開発事業を決定する必要があるため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について意見のある場合は、縦覧期間満了の日までに茨城県知事宛、意見書を提出することが出来ます。

平成 7 年 9 月 11 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

第1種市街地再開発事業（赤塚駅北口地区第1種市街地再開発事業）

2 都市計画を定める土地の区域

水戸市赤塚1丁目の一部

3 都市計画の案の縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

水戸市役所

## 4 縦覧期間

平成7年9月11日から平成7年9月25日まで

## ●都市計画案の縦覧

潮来都市計画、牛堀都市計画及び麻生都市計画下水道を変更する必要が生じたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について意見のあるかたは、縦覧期間満了の日までに茨城県知事あて、意見書を提出することができます。

平成7年9月11日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 都市計画を変更する土地の区域

## 追加する部分

潮来町大字延方 字江崎，字小泉（甲），字三角前の全部

字内田前，字上須賀（乙），字後田，字下沼，字長町，字松向前，字曲松北，字江崎後，  
字小泉前，字平池，字小泉（乙），字善明寺，字小泉北，字畑中，字諏訪下，字コモタ，  
字中尾，字覚宗，字大平後，字黒井の各一部

潮来町大字大洲 字東坪，字西坪の全部

字宅地後，字新川添，字宅地前，字網代江間東，字網代江間西，字谷塚の各一部

潮来町大字築地 字川尾，字中尾，字向田，字小橋，字久保田の各一部

潮来町大字辻 字池下の一部

牛堀町大字上戸 字浅間下の全部

字上戸川，字川面，字横須賀，字草深，字新田，字寺後，字諏訪後，字新立の各一部

牛堀町大字島須 字滑石，字田中の全部

字馬ノ峰，字宿後の各一部

麻生町大字麻生 字田畑，字西浜，字下屋敷，字横町，字根田，字守島，字要害，字羽黒，字雨場の全部

字境，字田幸，字赤法花，字仲町，字新田前，字永作，字新池，字加賀地，字沼田，字後堀，  
字寺前，字宿，字道合，字鳥井町，字城下，字榎戸，字雨堤，字下田の各一部

## 変更する部分

牛堀町大字永山 字塙下，字境の宮の各一部

## 2 都市計画の案の縦覧場所

- (1) 茨城県土木部都市局都市計画課
- (2) 潮来町役場・牛堀町役場・麻生町役場

## 3 縦覧期間

平成7年9月11日から平成7年9月25日まで

## ●都市計画案の縦覧

水戸・勝田都市計画道路を変更する必要が生じたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について意見のあるかたは、縦覧期間満了の日までに茨城県知事あて、意見書を提出する

ことができます。

平成 7 年 9 月 11 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画を変更する土地の区域

3・6・30号赤塚駅水府橋線

変更する部分

水戸市赤塚 1 丁目の一部

3・4・167号赤塚駅北線

追加する部分

水戸市赤塚 1 丁目の一部

2 都市計画の案の縦覧場所

(1) 茨城県土木部都市局都市計画課

(2) 水戸市役所

3 縦覧期間

平成 7 年 9 月 11 日から平成 7 年 9 月 25 日まで

◎都市計画案の縦覧

下妻都市計画道路を変更する必要があるため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について意見のあるかたは、縦覧期間満了の日までに茨城県知事あて、意見書を提出することができます。

平成 7 年 9 月 11 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画を変更する土地の区域

3・4・9号駅前・田町線

変更する部分

下妻市大字下妻字新屋敷，字小野子，字田町及び字谷田の各一部

下妻市大字本城町二丁目の一部

下妻市大字小野子町二丁目の一部

追加する部分

下妻市大字下妻字逆川及び字田町の各一部

3・4・14号本宿・田町線

追加する部分

下妻市大字下妻字飼指町，字駒塚，字法泉寺下，字本宿及び字谷田の各一部

下妻市大字本城町一丁目の一部

3・4・15号東部中央通り線

追加する部分

下妻市大字下妻字小野子及び字谷田の各一部

3・4・16号東部東通り線

追加する部分

下妻市大字下妻字逆川，字塚駒，字田町及び字猫内の各一部

下妻市大字堀籠字猫内及び字前畑の各一部

3・3・1号高道祖・長塚線

変更する部分

下妻市大字下妻字下子町の一部

下妻市大字堀籠字前畑の一部

3・5・8号坂本・小野子線

変更する部分

下妻市大字下妻字本宿の一部

下妻市大字本城町一丁目の一部

## 2 都市計画の案の縦覧場所

(1) 茨城県土木部都市局都市計画課

(2) 下妻市役所

## 3 縦覧期間

平成 7 年 9 月 11 日から平成 7 年 9 月 25 日まで

### ◎都市計画案の縦覧

下妻都市計画，下館結城都市計画，石下都市計画，八千代都市計画及び千代川都市計画下水道を変更する必要が生じたので，都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し，当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお，当該都市計画の案について意見のあるかたは，縦覧期間満了の日までに茨城県知事あて，意見書を提出することができます。

平成 7 年 9 月 11 日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 都市計画を変更する土地の区域

(1) 下水管渠

追加する部分

茨城県結城郡八千代町大字菅谷字西根曾，大字若字向根曾，字庚申塚，字熊野堂，字新堤，字芝山及び字野方，大字磯字北小路，大字露田字新堀，字磯久保，字屋敷西，字古屋敷，字宮ノ西，字香取後，字香取，字宮ノ前，字香取東，字清水台，字船橋，字屋敷下及び字露田，大字東露田字屋敷下，字屋敷前，字本田，字十三佛，字猿台，字鴻ノ巣，字雷電前，字四ツ塚，字四ツ塚前，字野良中，字鴻巣台，字沼尻字及び字東露田並びに大字新地字下荒匂，字西原及び字村岡西の各一部

茨城県下妻市大字長塚字境，字新田大境，字新田田下山，字道廻，字新田前，字乙越，字新田沼淵，字大山及び字赤堀北並びに大字中居指字上河原の各一部

茨城県結城郡千代川村大字原字西畑，字上宿西，字明神西及び字熊野脇並びに大字羽子字本寄地及び字古屋敷の各一部

茨城県真壁郡関城町大字分中字葎ヶ堤，大字関本中字泉崎，大字関本下字葎ヶ堤，字南館内，字泉崎及び字古稲荷，大字上野字五郎助，大字舟生字切掛及び字下宿，大字板橋字塚回，字砂田，字本田，字海道北及び字入江，大字犬塚字新道下，字浅間下，字浅間山，字橋壁及び

字前原並びに大字藤ヶ谷字篠山，字谷中，字西町及び字小山の各一部

削除する部分

茨城県下妻市大字長塚字天神台，字後田及び字不動台北の各一部

茨城県結城郡千代川村大字原字新兵衛前，字上坪及び字居住西並びに大字羽子字宮東，字宮前，字屋敷及び  
字浦畑の各一部

(2) ポンプ施設

追加する部分

茨城県下妻市大字長塚字道廻の一部

茨城県結城郡千代川村大字原字西畑の一部

茨城県真壁郡関城町大字犬塚字浅間下の一部

茨城県結城郡八千代町大字東蒔田字屋敷前の一部

削除する部分

茨城県下妻市大字長塚字乙前及び字中山の各一部

茨城県結城郡千代川村大字原字西畑の一部

2 都市計画の案の縦覧場所

(1) 茨城県土木部都市局都市計画課

(2) 下妻市役所・関城町役場・八千代町役場・千代川村役場

3 縦覧期間

平成 7 年 9 月 11 日から平成 7 年 9 月 25 日まで

### ●都市計画案の縦覧

下館・結城都市計画道路を変更する必要が生じたので，都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し，当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお，当該都市計画の案について意見のあるかたは，縦覧期間満了の日までに茨城県知事あて，意見書を提出することができます。

平成 7 年 9 月 11 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分

3・3・77号村田・中根線

明野町大字中根 字石川，字十三塚，字赤町前の各一部

大字海老ヶ島 字上館野，字赤町，字赤町前，字切掛の各一部

大字押尾 字西田の一部

大字宮山 字田宿境，字福田新田，字矢畑の各一部

大字田宿 字一ツ塚，字戸張，字菰冠，字星堂，字大舩，字炭焼戸の各一部

大字松原 字今館，字酒生前，字石倉，字炭焼戸，字二本木，字妙原の各一部

大字鍋山 字西田，字西明，字前田，字北明の各一部

大字村田 字基畑，字上町，字新開，字扇田，字村受，字台畑，字東芦戸間，字東扇田  
の各一部

3・4・78号海老ヶ島中央通り線



明野町大字押尾 字西田の一部

大字海老ヶ島 字下館野, 字向原, 字一ツ塚, 字久保新田, 字曾沢, 字谷尻, 字岡山, 字服引,  
字愛宕下, 字富士山, 字富士西, 字台の各一部

大字倉持 字北原の各一部

2 都市計画の案の縦覧場所

(1) 茨城県土木部都市局都市計画課

(2) 明野町役場

3 縦覧期間

平成7年9月11日から平成7年9月25日まで

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 2,300円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (221) 8111 (代)